

デマンド交通実証実験の実施について（協議事項）

本議題は、本市交通の更なる利便性向上を検討する上で、タクシー車両を活用したデマンド交通が新たな交通手段となり得るかどうかを検証するため、実証実験を行うことについて、協議するものです。

1 デマンド交通実証実験の目的

デマンド交通が本市交通の利便性等の向上に寄与する新たな交通手段となり得るかどうかを実証実験により検証する。

2 デマンド交通の実施により期待される効果

- (1) 鉄道駅、バス停で結節することによる公共交通ネットワークの強化
- (2) 高齢者、障がい者、子育て世代等の移動困難者の外出支援及びラストワンマイル対策
- (3) タクシー事業による地域交通の維持・確保

3 デマンド交通実証実験実施区域

デマンド交通実証実験実施区域（以下「実証地区」という。）は、高齢者人口、地形、公共交通の運行状況を勘案し、別図で示す区域を対象地区及び移動可能範囲とする。

4 運行内容案

- (1) 対象者

実証地区内に住民登録がある次のいずれかの方であって利用登録をされた方。ただし、御自身又は付添い人の介助によりタクシー車両への乗降ができる方に限る。

 - ア 75歳以上の高齢者
 - イ 障がい者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者）
 - ウ 運転免許証返納者
 - エ 要介護者・要支援者・事業対象者※

※ 事業対象者：基本チェックリストにより介護予防・日常生活支援総合事業の対象者と判定された方

 - オ 妊婦
 - カ 未就学児（未就学児のみでの利用は不可、保護者1名の付添いが必要）
- (2) 運行日

土日祝日を含めた毎日
- (3) 運行時間

午前10時から午後4時まで
- (4) 利用料金

1乗車300円（付添い人は1名まで可能とする。）

- (5) 乗降場所案（現時点での案であり、変更となる場合があります。）

ア 実証地区内に所在する利用者の自宅前

イ 実証地区内に立地する生活利便施設

例：鉄道駅、バス停留所、公共施設、公園、病院・診療所、薬局（ドラッグストアを含む）、保育園・保育所、金融機関、スーパー、コンビニエンスストア、墓園、理美容室、喫茶店

- (6) 運行事業者

尾張旭市内を運行するタクシー事業者

- (7) 運行車両

運行事業者が所有している空きタクシー車両

5 運行方法案

- (1) 利用登録証の発行

タクシー利用者との区別を明確化するため、利用者には利用登録証を発行する。

※ 市で利用登録申請を受け付けし、利用登録証を発行する。

- (2) 利用予約

利用者が運行事業者に架電し、乗降場所、利用時間及び乗車人数を運行事業者と調整の上、原則として前日までに予約を行う。タクシー車両に空きがあれば、当日予約も可能とする。

- (3) 当日の利用方法

利用者は、予約時に指定した乗車場所・時間に配車された車両に、利用登録証を提示した上で乗車し、指定された降車場所に到着後、利用料金を乗務員に支払う。

- (4) 他利用者との乗り合い

予約した利用者及び付添い人が希望場所まで乗車している間、運行途中で他の利用者が乗車することはないものとする。

6 実証時期

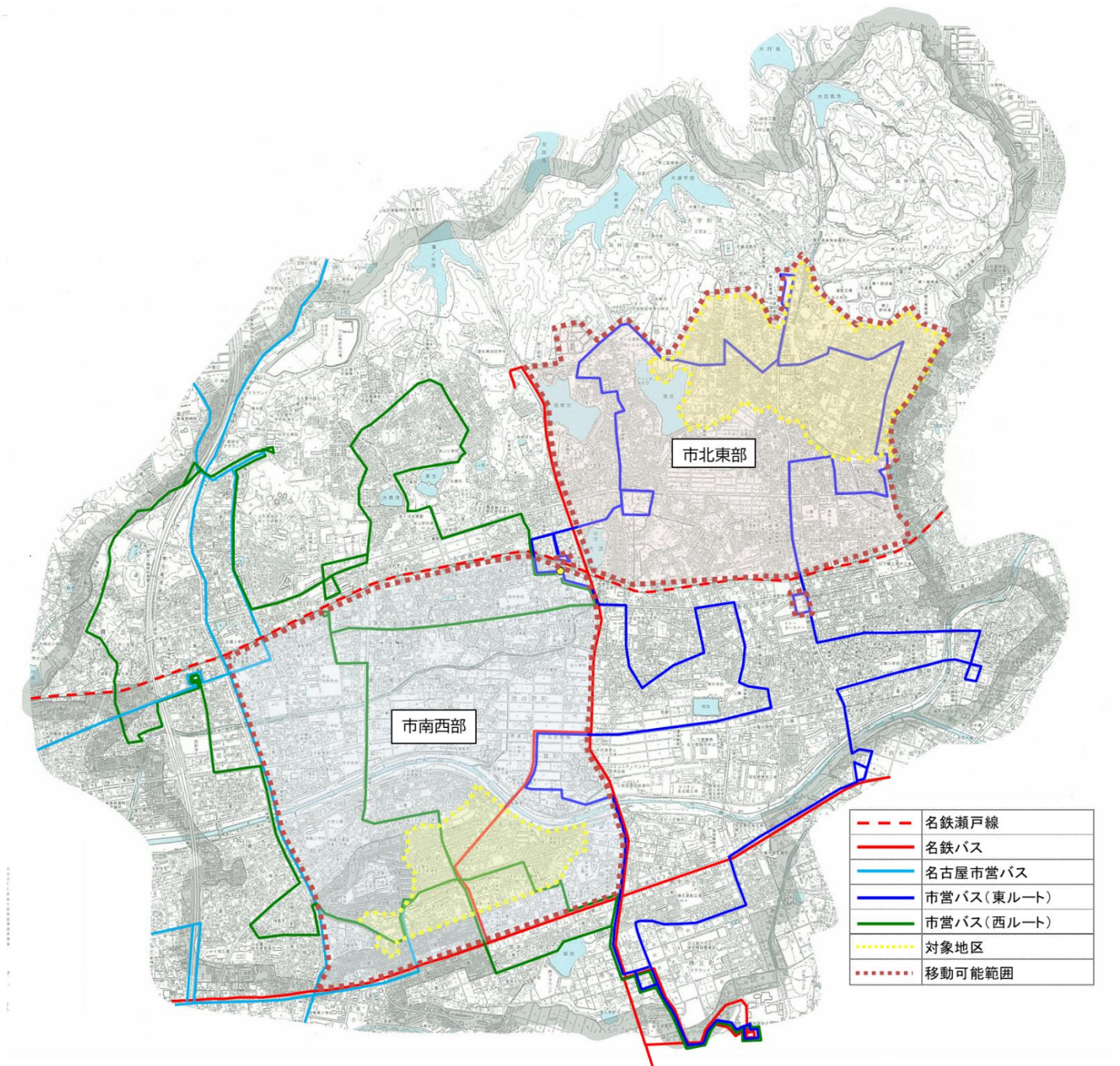
令和7年8月から10月まで（3か月間）

※ 現時点での予定であり、時期変動の可能性あり

7 実証実験の検証方法

本実証実験の「利用者数」、「既存交通への影響」、「不成立率」、「満足度」、「キャンセル数」などを調査・分析することにより、デマンド交通が本市交通の利便性等の向上に寄与する新たな交通手段となり得るかどうかを検証する。

8 別図（実証地区）



※ 高齢者人口、地形、公共交通の運行状況を勘案し、次の区域を対象地区及び移動可能範囲とする。なお、市北東部の移動可能範囲と市南西部の移動可能範囲間の相互の移動はできないものとする。

【市北東部対象地区】 旭ヶ丘町旭ヶ丘・長洞、柏井町全域、旭台全域、東大久手町四丁目

【市南西部対象地区】 長坂町全域、緑町全域、南新町全域